

便利屋講習受講約款

第1条 (契約の成立)

受講者 (以下「甲」とする。) は、本受講約款の各規定及び個人情報の取り扱いについての内容を承諾の上、株式会社便利屋親孝行 (以下「乙」とする。) に対して、「便利屋講習会申し込み用紙」に記入して受講の申し込みを行い、乙がこれを承諾した時点で、契約が成立する。

第2条 (受講料)

受講料の支払い期限、支払い方法等は別紙の請求書記載の通りとする。なお、振り込み手数料は甲の負担とする。

第3条 (遵守義務)

1. 甲は、乙の従業員の指示や指導を遵守するものとする。
2. 甲は、講習及び乙の事業運営に対して妨害となる行為、乙を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行ってはならない。

第4条 (処分)

甲が本約款に違反し、乙の注意・勧告にも関わらず相当期間内に改善がみられない場合、乙は本契約を解除し甲に対する講習の提供を中止する。なお、この場合において、受講料は一切返還しないものとする。

第5条 (契約の解除)

1. 契約の解除は、書面により行うものとする。
2. 開講日7日前までに甲が契約の解除を申し出た場合、乙は受講料から事務取扱手数料として、10,000円を控除した残額を返還する。
3. 開講日6日前から開講日前日までの間に甲が契約の解除を申し出た場合、乙は受講料の50%を控除した残額を返還する。
4. 開講日当日以降に甲が契約解除を申し出た場合、乙は未受講の分も含めて一切返還しないものとする。
5. 受講料の返還等に要する支払手数料は、甲の負担とする。

第6条 (著作権)

1. 本講習に関する配布物の著作権は全て乙に帰属するものとし、甲はこれらを複写・複製・転載・転用等、第三者に貸与・譲渡等してはならない。

2. 甲は講習の内容を録画・録音してはならない。

第7条（免責事項）

乙は、乙が管理する施設内か否か、又は、本講習の時間内か否かを問わず、乙の責めに帰する事由がある場合を除き、甲の事故、盗難、紛失・他の受講者から受けた損害等につき、一切責任を負わないものとする。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は乙に対し、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを保証する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと

ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

イ 反社会的勢力に対して資金などを提供し、又は便宜を供与する等反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者を言う）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2. 甲が次のいずれかに該当した場合は、乙は何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

ア 前項（1）の至（3）の確約に反する表明又は保証をしたことが判明した場合

イ 前項（4）の確約に反し契約をしたことが判明した場合

ウ 前項（5）の確約に反した行為をした場合

3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、甲は乙に対し、乙の被った損害を賠償する。

4. 第2項の規定により本契約が解除された場合には、甲は乙に対し、解除により自らが被った損害につき一切の賠償を求めることができない。

第9条（専属的合意管轄）

本契約に関し、紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（本約款の有効性）

1. 本約款の各条項の全部又は一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、当該条項の無効と判断された部分以外の部分及び本約款のその他の規定は有効に存続する。
2. 本約款の各条項の一部が、ある受講生との関係で無効とされ、又は、取り消された場合であっても、その他の受講者との間では、有効に存続する。